

【南相馬市の条文構成（案）】

南相馬市
（仮称）南相馬市子ども・子育て条例
＜前文あり＞
【第 1 章 総則】
1 目的
2 定義
子ども・保護者・市民等・学校等関係者・事業者
3 基本理念
【第 2 章 地域社会等の役割】
1 市の役割
2 保護者の役割
3 学校等関係者の役割
4 地域住民等の役割
5 事業者の役割
【第 3 章 基本的な施策の方向性】
1 子どもの成長への支援
2 家庭への支援
3 支援を必要とする子ども・家庭への支援
4 相談体制
5 広報及び啓発
6 推進の体制
【第 4 章 雑則】
1 委任
【附則】
1 施行期日